

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化をはかるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、(1)経営の透明性と健全性の確保、(2)スピードある意思決定と事業遂行の実現、(3)アカウンタビリティ(説明責任)の明確化および(4)迅速かつ適切で公平な情報開示を基本方針としてその実現に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	113,708,000	4.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	107,319,000	4.12
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	80,361,100	3.09
NEC従業員持株会	52,955,192	2.03
日本生命保険相互会社	41,977,675	1.61
住友生命保険相互会社	41,000,038	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	40,030,000	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	30,566,000	1.17
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	25,955,982	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	23,832,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

三井住友信託銀行株式会社が提出した2013年1月9日付変更報告書(大量保有報告書の変更報告書)の写しが当社に送付され、2012年12月31日現在、128,883千株(株式所有割合4.95%)の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として実質所有株式数の確認ができていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

当社は、上場子会社3社を有しており、上場子会社とともにグループ全体の企業価値向上に努めていますが、上場子会社各社は、独立した事業

運営を行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
國部 毅	他の会社の出身者					○	○		○	
荻田 伍	他の会社の出身者				○	○			○	
佐々木 かおり	他の会社の出身者			○	○			○		
岡 素之	他の会社の出身者				○			○		
野路 國夫	他の会社の出身者				○	○		○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
國部 毅		(株)三井住友銀行頭取 兼 最高執行役員	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していくことおよび銀行経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。
荻田 伍	○	アサヒグループホールディングス(株)代表取締役会長 同氏は、現在、当社の取引先であるアサヒグループホールディングス(株)の業務執行者であり、また、2006年まで当社の取引先であるアサヒ飲料(株)の業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していくことおよび製造業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
佐々木 かおり	○	(株)ユニカルインターナショナル代表取締役社長 (株)イー・ワーマン代表取締役社長	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していくことおよびマーケティングに関する広範な知見と生活者の視点を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当して

岡 素之	○	住友商事(株)相談役 同氏は、2012年まで当社の取引先である住友商事(株)の業務執行者であり、現在、同社の相談役であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	おらず、独立性を有しています。 同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけたことおよび総合商社経営者としての海外法人経営を含めた豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
野路 國夫	○	(株)小松製作所代表取締役会長 同氏は、現在、当社の取引先である(株)小松製作所の業務執行者であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけたことおよび製造業の経営者としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門から定期的に(必要があるときには随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行うほか、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況の報告を受けるなど、内部監査部門との相互連携をはかっています。また、監査役は、社外取締役と意見交換を行うなど、社外取締役とも相互連携をはかっています。さらに、監査役は、会計監査人から監査の実施状況や監査計画など会計監査および金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、会計監査人とも相互連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊東 敏	公認会計士				○					○
中川 了滋	弁護士									○
山田 英夫	学者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊東 敏	○	公認会計士 同氏は、2007年まで当社の取引先である中央大学の教授であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。なお、同氏は現在、公認会計士であります。また、同氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけたことおよび長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

		利害関係はありません。	ず、独立性を有しています。
中川 了滋	○	弁護士 同氏は、2009年まで当社の取引先である最高裁判所の判事でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、その概要の記載を省略します。なお、同氏は現在、弁護士ですが、同氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび元最高裁判所判事および弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
山田 英夫	○	早稲田大学大学院商学研究科教授 同氏は、当社の取引先および寄付先である早稲田大学の教授ですが、取引等の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	同氏は、人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動していただけることおよび経営戦略の専門家としての大学等における財務・会計に関する指導および研究経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

7名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、NECグループの業績に連動させ、成果主義に基づくインセンティブとしての性格を明確化しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を事業報告において開示しています。なお、有価証券報告書および当社が株主向けに発行する年次報告書であるアニュアル・レポートにおいても取締役報酬を開示しています。当社ホームページ上に、有価証券報告書、事業報告およびアニュアル・レポートを掲載しています。(http://www.nec.co.jp/ir/ja)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(i) 報酬の基本方針

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能するグローバル企業としてふさわしい水準・体系とすることを基本方針としています。

(ii) 報酬体系

1) 取締役報酬

取締役の報酬は、固定の月額報酬と業績連動の賞与により構成しています。

月額報酬

株主総会での決議により定められた報酬限度額の範囲内で、役職の別および社外取締役、それ以外の別により定めます。

賞与

役職別により定められた標準支給額に、一定の基準に基づく前期の職務執行に対する評価を加味し算定します。

業務執行の監督における主導的な役割を期待する社外取締役に対しては、独立性を確保する観点から賞与は支払っていません。

2) 監査役報酬

監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、固定の月額報酬のみとし、業績連動の賞与は支払っていません。

月額報酬

株主総会での決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別により定めます。

(iii) 決定手続

1) 取締役報酬

取締役の報酬は、社外委員(うち1名は委員長)が過半数を占める指名・報酬委員会において客観的な視点から審議し、その結果を踏まえ、取締役会において決定します。

2) 監査役報酬

監査役の報酬は、監査役の協議により決定します。

(iv) 業績運動の仕組み

取締役の賞与は、前期におけるNECグループの連結業績にかかる重要な指標(売上高、営業損益等)に基づき算定します。

(v) 報酬水準の決定方法

役員報酬の客観性、適正性を確保するため、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした第三者による役員報酬調査結果を踏まえて、報酬水準を決定しています。

(vi) その他

1) 当社は、2006年6月22日開催の第168期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。

2) 株主価値創造経営を推進すべく、社内取締役には役員持株会を通じた自社株保有の奨励を行っており、当該自社株は在任期間中継続して保有することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配付を行うとともに、特に重要な取締役会付議案件について事前説明を行っています。また、当社および当子会社の事業場や展示会の見学など、NECグループについての理解を深めてもらえるよう社外取締役へのサポートを実施しています。

さらに、当社は、約5名のスタッフからなる監査役室を設置し、監査役による監査を補助しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社形態を採用しています。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会から執行役員に対して、業務執行に関する大幅な権限委譲を行うことにより、業務執行と監督の分離をはかり、迅速な意思決定に基づく事業遂行の実現に取り組んでいます。なお、2012年6月22日の株主総会において、取締役の員数を13名から11名に減員しています。取締役の員数11名のうち、社外取締役を5名とすることにより、取締役会による監督機能の強化をはかるとともに、取締役および監査役の人事ならびに取締役および執行役員の報酬の決定にあたっては、指名・報酬委員会による審議の結果を踏まえることで、それらの透明性の向上に努めています。また、監査役監査の機能を強化するための人材・体制を確保するとともに、監査役、内部監査部門および会計監査人の相互連携の強化をはかっています。

さらに、当社は、NECグループビジョン2017の実現に向け、全社横断的な戦略を立案し、ビジネスユニットをリードして事業を推進するチーフオフィサー制を2011年7月に導入しました。チーフオフィサーには社内取締役が就任しています。

(1) 取締役会

取締役会は11名で構成されており、そのうち5名は社外取締役です。取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営計画に関する事項をはじめ、事業再編、資金計画、投融資などの重要な業務執行について決定しています。

なお、事業年度ごとの経営責任の明確化をはかるため、2004年6月から取締役の任期を1年としています。

(2) 経営会議および事業執行会議

経営会議は、執行役員約20名で構成され、経営方針や経営戦略などNECグループの経営に関する重要な事項の審議を行っています。特に重要な案件については、経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保をはかっています。

一方、事業執行会議は、執行役員、事業部長等から構成され、取締役会で定めた予算の進捗状況などNECグループの事業遂行状況に関する報告、審議を行い、経営情報の共有と業務執行の効率化をはかっています。

(3) 指名・報酬委員会

当社は、取締役および監査役の人事ならびに取締役および執行役員の報酬等の透明性の向上のため、指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外委員3名を含む5名の委員で構成されており、委員長は社外委員から選任することとしています。指名・報酬委員会は、(i)取締役、代表取締役および監査役ならびに会長および執行役員社長の人事、ならびに(ii)取締役、代表取締役および執行役員の報酬体系・報酬水準について客観的視点から審議を行い、その結果を取締役会に報告することとしています。

(4) 監査役会(監査役)

当社は、会社法に基づき、監査役および監査役会を設置しています。当社の監査役は5名であり、そのうち3名は社外監査役です。また、監査役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針、基準等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受けています。当社は、財務および会計に関する相当程度の知見、法律の実務家としての経験など監査に必要な知識や経験を有する人材を監査役に選任し、監査役の監査機能の強化をはかっています。

常勤監査役は、子会社の常勤監査役と相互に連携をはかり、NECグループ全体のガバナンス体制の整備に努めています。

監査役は、内部監査部門から定期的に(必要があるときには随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行うほか、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況の報告を受けるなど、内部監査部門との相互連携をはかっています。

また、監査役は、社外取締役と意見交換を行うなど、社外取締役とも相互連携をはかっています。さらに、監査役は、会計監査人から監査の実施状況や監査計画などを会計監査および金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、会計監査人とも相互連携をはかっています。

当社は、約5名のスタッフからなる監査役室を設置し、監査役による監査を補助しています。

(5) 経営監査本部(内部監査部門)

当社は、執行役員社長直轄の内部監査部門として、内部監査に関する専門知識を有するスタッフなど(約50名)からなる経営監査本部を設置しています。経営監査本部は、子会社の内部監査部門と連携して、NECグループにおける適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っています。

経営監査本部は、会計監査人に対して、定期的に監査結果を報告し、意見交換を行うことで、会計監査人との相互連携をはかっています。

(6) 内部統制推進部(内部統制部門)

当社は、コンプライアンス推進、リスク管理および財務報告の適正性の確保を担当している内部統制推進部を設置しています。

内部統制推進部は、取締役会、監査役および会計監査人に対して、定期的に内部統制システムの整備・運用状況を報告し、意見交換を行うことで相互連携をはかっています。さらに、内部統制推進部は、内部監査部門から定期的に(必要があるときは随時)監査結果の報告を受け、意見交換を行うほか、企業倫理・法令違反等の問題に関する内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況の報告を受けるなど、相互連携をはかっています。

(7) 会計監査人

2012年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任あづさ監査法人に所属する天野秀樹、浜田康および田名部雅文の3氏であります。また、当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士50名、公認会計士試験合格者等25名、その他の者18名から構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、(i)業務執行に対する監督を強化すること、(ii)会社経営に対する幅広い助言を与えること、(iii)経営に関するアカウンタビリティを向上させることなどを目的として社外取締役を選任しています。選任にあたっては、各氏が人格、識見に優れ、高い倫理感を有していること、NECグループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できることおよび会社経営等の経験や深い見識を有していることに留意しています。なお、社外取締役は、取締役会全体において、独立性の確保が期待できる構成とし、その独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する基準に基づき判断しています。

かかる社外取締役を選任していることも踏まえ、当社は、現状の体制により当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えていますが、経営環境の変化を踏まえて、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、継続的な改善をはかっていきます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2013年は、株主総会招集通知を株主総会開催日の23日前である5月31日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した定時株主総会の開催に努めており、2013年の定時株主総会は、6月24日に実施しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使(携帯電話機によるものを含む。)が可能です。また、機関投資家の株主は、株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームも利用できます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに株主総会招集通知および報告書(事業報告を含む。)ならびにそれらの英訳を掲載しています。
その他	株主総会後に、当社ホームページにおいて社長による事業報告の動画を配信(総会終了後約1ヵ月間)するとともに、事業報告の際に使用した資料を掲載しています。また、当社ホームページに議案ごとの賛否の票数を含めた議決権行使結果およびその英訳を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、これを当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	全国の主要都市において個人投資家向けに定期的に説明会を実施し、当社の概要、事業内容、業績概況などを説明しています。また、個人投資家向けに当社の概要、業績、事業戦略などをよりわかりやすく記載したホームページを開設して情報開示の充実をはかっています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算説明会に加え、会社説明会を開催しています。機関投資家への個別訪問についても四半期ごとに実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算や事業戦略について説明するため、定期的に海外の主要な機関投資家への個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	広報発表と同時に、和文・英文による資料の掲載を行っています。当社の理解を促すページも開設しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署として経営企画本部IR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「NECグループ企業行動憲章」において、顧客、株主・投資家、取引先、地域社会、従業員はじめとした関係者からの信頼を得て、企業価値を高めることの重要性を定めています。また、「ステークホルダーの利害の尊重」を原則の1つに掲げているISO26000(社会的責任の国際規格)を基礎として、CSR経営を推進することとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境やCSRに関する活動を積極的に実施しており、その内容は、当社ホームページ、CSRレポートや環境アニュアルレポートなどで紹介しています。CSRでは、「ステークホルダー・社会の関心」および「NECの視点」の双方から、「NECが優先的に取り組む7つのテーマ」(マテリアリティ)を選定し、その取り組みについてレポートで報告しています。環境については、2010年に、「低炭素」「生態系・生物多様性保全」「資源循環・省資源」の3つの視点での中長期的な達成目標をまとめた「NECグループ環境経営行動計画2017／2030」を策定し、その進捗状況をこれらのレポートで報告しています。
ステークホルダーに対する情報提供に	「迅速かつ適切で公平な情報開示」をコーポレート・ガバナンスの基本方針として掲げるほか、「NECグループ企業行動憲章」において「正確で十分な企業情報をわかりやすく適正に発信し、企業活動の透明性を高める」旨を宣言しています。また、CSR経営の基本方針のひとつとして

係る方針等の策定	<p>「ステークホルダー・コミュニケーションの推進」を掲げており、CSRレポートなどをとおして日常の取り組みをステークホルダーに積極的に開示することで説明責任を果たし、さらに、その声を事業活動に取り込むことで取り組みの改善につなげ、ステークホルダーとの信頼関係を構築しています。</p>
その他	<p><NECグループにおけるダイバーシティの推進> NECグループでは、新しい価値の創造やビジネスイノベーション、グローバルでの競争力強化のために、ダイバーシティマネジメントを推進していくことが重要であると考えています。年齢、国籍、性別、障がいの有無や経験の違いを認めながら、互いに敬意を持って働くようにしていくことを、今後の人材リソース戦略の柱のひとつに置いています。 また、一人ひとりの「個性を尊重する」ことをダイバーシティ推進の核と位置づけ、「NECグループバリュー」の行動原理のひとつに掲げています。 従業員一人ひとりの能力とスキルが十分に活かされるとともに、個性が尊重され、あらゆる多様性に配慮した、明るく働きやすい職場づくりを目指します。</p> <p><当社における女性の活躍の推進> 以前から性別を問わない登用を進めており、管理職全体に占める女性の割合は毎年増えています。組織長や支店長など上位役職者としても、多くの女性が活躍しています。女性の活躍を含むダイバーシティ推進が、当社の競争力強化と持続的成長・組織活性化には不可欠であり、女性社員のさらなる活躍に向けた取り組みを継続的に推進しています。 なお、2012年度末における女性管理職は366人(女性管理職比率:4.9%)であり、うち、部長級以上の女性は92人です。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〈内部統制システムに関する基本方針〉

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(会社法第362条第4項第6号等)を整備するための方針として「内部統制システムに関する基本方針」を定めています。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

なお、当社は、毎年、内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、この基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されている旨を確認しております。

〈内部統制システムの整備・運用状況〉

「内部統制システムに関する基本方針」に基づく、各体制の整備・運用状況は以下のとおりです。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役および執行役員は、NECグループが共有すべきルールや考え方を表した「NECグループ経営ポリシー」を通じて、NECグループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECグループ企業行動憲章」および「NECグループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかっています。

(b)内部統制推進部は、「NECグループ企業行動憲章」および「NECグループ行動規範」の周知徹底のための活動を行い、経営監査本部は、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行っています。

(c)取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告しています。

(d)経営監査本部および第三者機関を情報提供先とする内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、NECグループにおける法令違反または「NECグループ企業行動憲章」もしくは「NECグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努めています。

(e)リスク・コンプライアンス委員会は、NECグループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部統制推進部は、再発防止策の展開等の活動を推進しています。

なお、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況については、下記2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況をご参照ください。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

(a)情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立しています。情報セキュリティに関する具体的な策にについては、「情報セキュリティ戦略会議」で審議し、NECグループ全体で横断的に推進しています。

(b)取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理基本規程」に基づき適切に作成、保存、管理しています。

(c)株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう、検索可能性の高い方法で保存、管理するため、社内情報管理体制を整備し、運用しています。

(d)企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理することとしています。この徹底のため、今後とも全社教育等を実施します。

(e)個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)リスク管理は、「リスク管理基本規程」に基づき、NECグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施しています。

(b)事業部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施しています。

(c)スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援しています。

(d)事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しています。

(e)内部統制推進部は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行っています。

(f)リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、NECグループのリスク管理の実施について監督しています。

(g)経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告しています。

(h)事業部門およびスタッフ部門は、NECグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および内部統制推進部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告しています。

(i)NECグループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、経営監査本部が子会社の内部監査部門と連携して監査を行っています。

(4)取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

(a)取締役会は、執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進しています。

(b)取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っています。

(c)取締役会は、NECグループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督しています。

(d)執行役員は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行うこととしており、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告しています。

(e)取締役および執行役員の職務執行状況について、適宜取締役会に対して報告しています。

(f)執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「社内承認規程」および「日常業務承認基準」に基づき適正かつ効率的に行ってています。

(5)NECグループにおける業務の適正を確保するための体制

(a)当社は、「NECグループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っており、引き続き、当該指導および支援ならびにモニタリングを実施していきます。

(b)当社は、NECグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣しており、また、当社内に主管部門を定め、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議を行っています。

(c)NECグループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行っています。

(d)経営監査本部は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行っています。

(e)監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、NECグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関する子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかっています。

(f)当社は、NECグループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかっています。

(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)NECグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等をはかっています。

(b)当社の各部門および当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めています。

(7)監査役の職務を補助すべき使用者および当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任スタッフを配置しています。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとしています。

(8)取締役および使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a)取締役および使用者は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っています。

(b)経営監査本部長、経理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行っています。

(c)経営監査本部長は、監査役に対して、内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「NECグループ企業行動憲章」および「NECグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告しています。

(d)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供しています。

(9)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。

(b)常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供しています。

(c)監査役が随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる体制を整備します。

(d)監査役は、月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する旨を、「内部統制システムに関する基本方針」の中で定めています。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

(1)社内規則等の整備状況

NECグループでは、「NECグループ行動規範」において、NECグループ各社のすべての役員および従業員は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行わない」旨を規定しています。

(2)社内体制の整備状況

(a)総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としており、また不当要求防止責任者を置いて対応しています。

(b)日頃から所轄警察署、弁護士、暴力放逐運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と、反社会的勢力排除に際し緊密な連携をはかっています。

(c)反社会的勢力対応のためのガイドラインを策定しており、適宜改善していくこととしています。

(d)子会社において反社会的勢力に対応することとなる総務関係部門長向けに、外部講師を招くなどして、定期的に反社会的勢力対応のための研修を実施しています。

また、NECグループの新任取締役および監査役ならびに当社の事業部長等の主要な従業員に対して、反社会的勢力に関する研修を実施しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

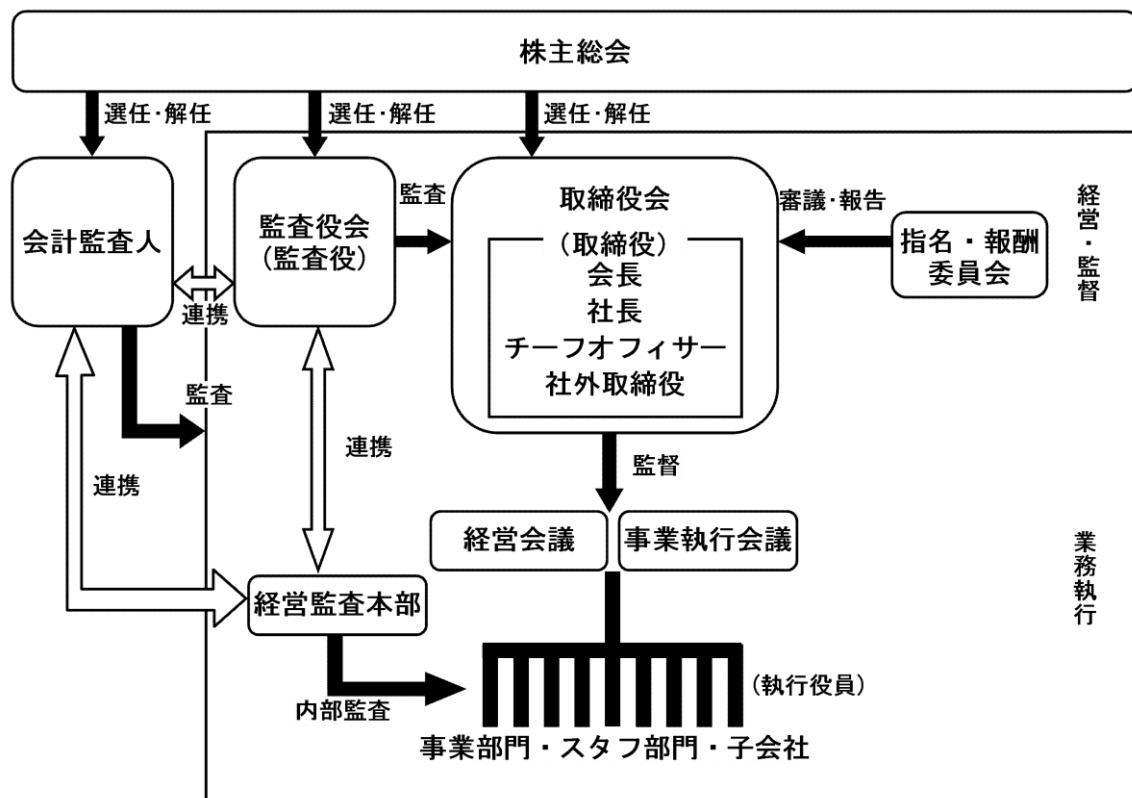
該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のありかたは、株主が最終的に決定するものと考えています。一方、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、買収提案に応じるか否かについての株主の判断のため、買収提案者に対して対価等の条件の妥当性や買付行為がNECグループの経営方針や事業計画等に与える影響などに関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の企業価値および株主共同の利益の向上に寄与するものであるかどうかについて評価、検討し、速やかに当社の見解を示すことが取締役会の責任であると考えています。また、状況に応じて、買収提案者との交渉や株主への代替案の提示を行うことも必要であると考えます。

当社は、現在、買収提案者が出現した場合の対応方針としての買収防衛政策をあらかじめ定めていませんが、買収提案があった場合に、買収提案者から適切な情報が得られなかつたとき、株主が買収提案について判断をするための十分な時間が与えられていないときまたは買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の向上に反すると判断したときには、その時点において実行可能で、かつ株主に受け入れられる合理的な対抗策を直ちに決定し、実施する予定です。また、今後の事業環境、市場動向、関係法令等の動向により適当と認めるときは、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を目的として、買収提案に対抗するための買収防衛策をあらかじめ導入することも検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

――



＜適時開示体制の概要＞

(1) 基本方針

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示により、企業価値の適切な評価を市場から得ることが重要であると認識し、「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、これを当社ホームページに掲載しています。

(2) 情報開示体制

当社は、適時、適切かつ公平な情報開示の体制を確保するため、定期的に社内各部門および子会社に対し東京証券取引所の定める適時開示基準等の周知徹底を行うとともに、社内関係部門間および子会社との間で密接に連携をはかっています。

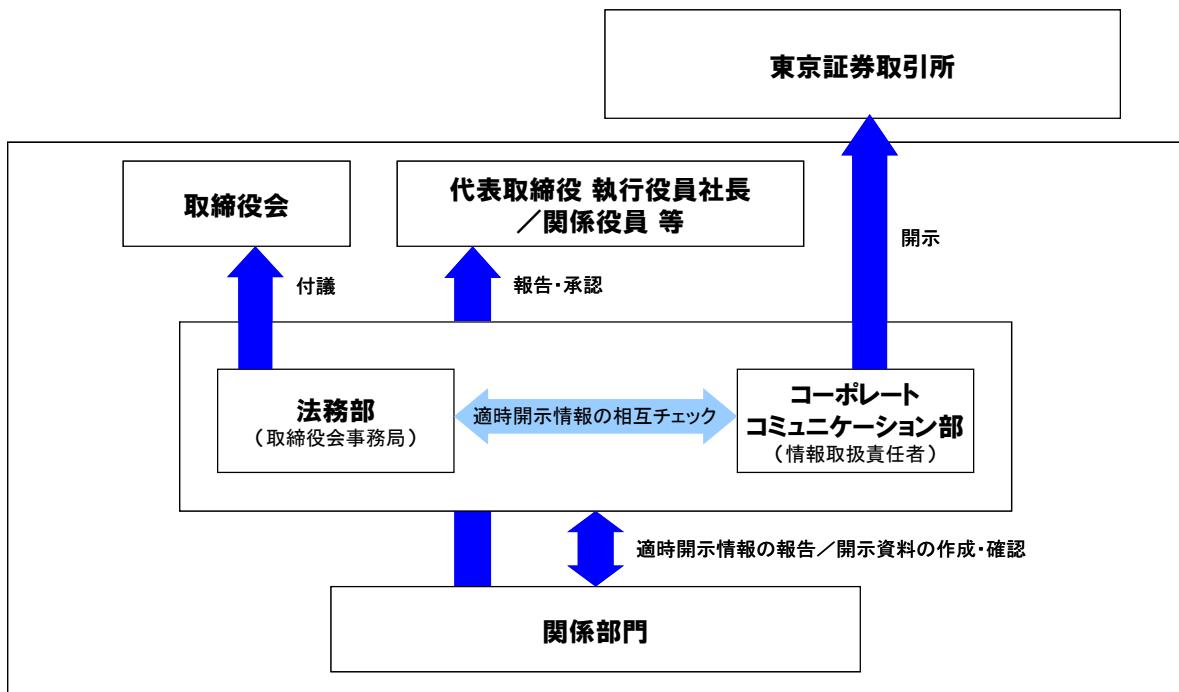
当社の具体的な情報開示の体制は次のとおりです。

社内各部門は、自部門および自部門が管轄する子会社で発生した重要な情報で適時開示を要すると考えられるものを法務部およびコーポレートコミュニケーション部に報告します。法務部およびコーポレートコミュニケーション部は、当該情報が適時開示基準に該当するか否かをチェックし、適時開示を要する情報については速やかに適切な情報開示を行います。また、決定事実および決算情報については、社内での必要な機関決定を経た後、直ちに情報開示を行うこととしています。

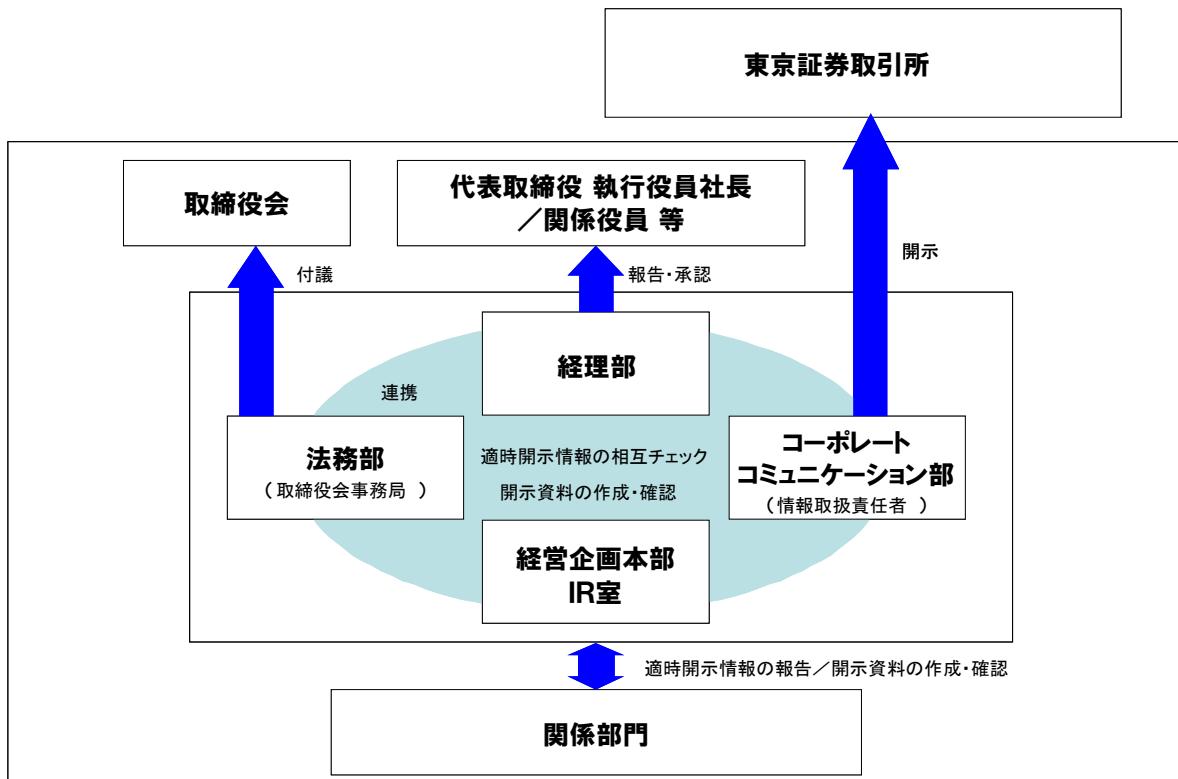
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 決定事実／発生事実



2. 決算短信、配当・業績予想



以上